

新型コロナワクチンのお知らせ

問 ☎0120-923-118新型コロナワクチン接種市川市コールセンター(1月3日まで休止)
間違い電話が多くなっています。番号をよくお確かめの上おかけください

▶最新情報はこちら



予防接種健康被害救済制度について

- ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が生じることがあります。極めてまれではあるものなくすことができないことから、救済制度が設けられています。
- 健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済が受けられます。
- 一時的な発熱や局所の痛みや腫れなど、予防接種で通常起こりうる軽い症状については、一般的に救済制度の対象には該当しないとされています(ただし、申請を妨げるものではありません)。
- 給付には、医療費、医療手当などがあり、申請に必要な書類は種類や状況によって変わりますので、まずは**右記にお問い合わせください**。



▲詳細はこちら

相談窓口

●**新型コロナウイルス対策コールセンター**
☎712-8661(平日午前9時～午後5時)

●**副反応救済制度申請窓口**
場 市役所第1庁舎1階
(平日午前9時～午後5時)

1月4日(水)から受付開始

市川市新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金について

予防接種健康被害救済制度を申請された方に対して、本市独自の見舞金制度ができました。まずは**上記相談窓口にお問い合わせください**。

●対象者

新型コロナワクチン接種により、予防接種健康被害救済制度の申請を本市に行った方

●支給金額

35,000円(申請1件につき)

●申請方法

副反応救済制度申請窓口へ持参または、郵送で新型コロナウイルス対策課(〒272-8501※住所不要)

●必要な書類

- 1 予防接種健康被害救済制度の申請書類(診療録(カルテ)のコピーなど)
- 2 新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金支給申請書兼請求書など



▲詳細はこちら

●申請の流れ

- 1 ワクチン接種後に副反応などがあれば、医療機関を受診
- 2 予防接種健康被害救済制度の申請
- 3 健康被害見舞金の申請
②の申請をする必要があります
- 4 健康被害見舞金の支給



接種は、希望される方に対して行うものであり、強制ではありません。

3月31日(金)で接種が終了する予定です

国は接種の実施期間を、現時点で3月31日(金)までとしています。
希望される方は、早めの接種をご検討ください。

- 乳幼児(生後6カ月から4歳)接種は、十分な効果を得るため3回行う必要があります。3回目の接種を3月31日(金)までに完了するためには、原則として1月13日(金)までに1回目の接種を行う必要があります。

ワクチン接種後の副反応症状の健康相談は、下記をご利用ください。

- 市川市新型コロナワクチン健康相談窓口**
☎0120-925-823(24時間(土・日曜日、祝日を含む)、通話料無料)
FAX0120-925-849(言語、聴覚が不自由な方専用)
- 千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口**
☎03-6412-9326(24時間(土・日曜日、祝日を含む))



冬の医療現場のひっ迫回避のために

事前準備

検査キット※、解熱鎮痛薬、食料などの生活必需品を備えておきましょう。(※国が承認した医療用または一般用抗原定性検査キット)

発熱時

●重症化リスクの低い方

まず検査キットで新型コロナの自己検査

→陽性と思われる結果が出た場合、県の陽性者登録センターへ

→陰性と思われる結果が出た場合で受診を希望する方は、県のオンライン診療センターへ

●重症化リスクの高い方・子ども

気になる症状がある時は、発熱外来・かかりつけ医に電話で相談の上、受診してください

12月19日から県のオンライン診療センターの対象者が拡大され、発熱患者のうち、検査キットの自己検査の結果が陽性の方で、重症化リスクの高い方、65歳以上の方、妊娠中の方が新たに対象となりました。



▲詳細はこちら

12月19日時点での情報です。情報は変更になる場合がありますので、最新の情報は市公式Webサイトなどで確認してください。